

令和7年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和7年6月30日（月）14:00～16:00

場所：大分県庁本館2階正庁ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 尾野副知事あいさつ
- 3 会長及び副会長選任
- 4 議 事
 - (1) 行政説明
 - ①「大分こどもまんなかプラン(第5期計画)」について
 - ②令和7年度主要事業について
 - (2) 意見交換
テーマ：こどもまんなか社会の実現に向けて
- 5 閉 会

<配布資料>

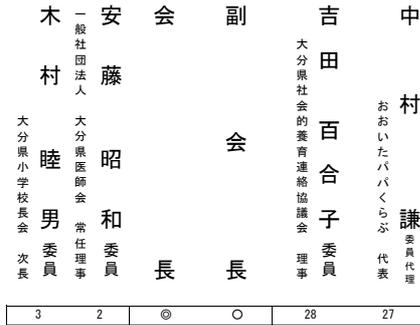
- 資料 1. 大分こどもまんなかプラン（概要）
大分こどもまんなかプラン（第5期計画） ※冊子
2. 令和7年度主要事業について
 3. 各委員から事前にいただいたご意見等
テーマ：こどもまんなか社会の実現に向けて

おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和9年5月31日まで

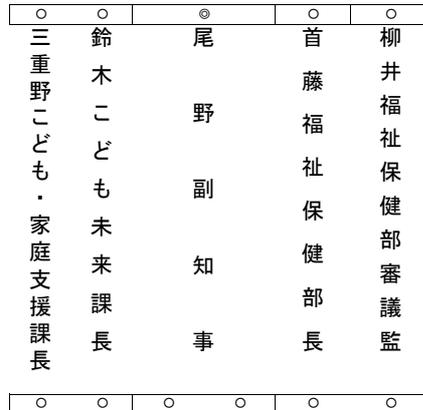
氏名	所属・勤務先等		備考
1 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授		欠席
2 安藤 昭和	一般社団法人 大分県医師会 常任理事		
3 木村 睦男	大分県小学校長会 次長	(新任)	
4 清國 祐二	大分大学大学院教育学研究科 教授	(新任)	
5 栗田 菜穂美	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所 主任	(新任)	
6 佐久間 勝之	大分県保育連合会 理事	(新任)	
7 佐々木 愛子	佐々木社会保険労務士事務所 代表		
8 佐藤 敬子	別府大学 客員教授 ナラティブコミュニケーション教育研究所 所長	(新任)	
9 佐藤 久住	大分県放課後児童クラブ連絡協議会 会長	(新任)	
10 首藤 文江	NPO法人しげまさ子ども食堂 -げんき広場- 事務局長		
11 祖父江 美幸	(公社) 臼津地域シルバー人材センター 地域子育て支援拠点よいこのへや 施設長		
12 高橋 典子	一般社団法人 大分県助産師会 会長		
13 立山 貴史	大分県私立幼稚園連合会 副会長	(新任)	
14 田中 正樹	大分県認定こども園連合会 事務局長		
15 土谷 美和	ホームスタート「やしの実」 オーガナイザー	(新任)	
16 中内 仁美	公募委員（さくらいろ保育園）	(新任)	
17 西山 和孝	大分県公認心理師協会 理事	(新任)	
18 姫野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表		
19 藤田 文	大分県立芸術文化短期大学 情報コミュニケーション学科 教授		
20 二日市 聖子	大分県社会福祉協議会 事務局長	(新任)	
21 細井 薫	大分県社会福祉士会 豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー		
22 本田 楓	大分大学 学生	(新任)	
23 目井 千絵	公募委員（おおいた産前産後サポート ママコモド）	(新任)	
24 本室 朝美	ママと女性のコミュニティ「大分のママ集まれ」役員		
25 矢野 茂生	NPO法人おおいた子ども支援ネット 理事長		欠席
26 山縣 実結	大分県立芸術文化短期大学 学生	(新任)	
27 山口 慎介	おおいたパパくらぶ 代表		(代理) 中村 謙
28 吉田 百合子	大分県社会的養育連絡協議会 理事		

令和7年度第1回「おおいた子ども・子育て応援県民会議」配席図



- 清國 祐二 委員 ○
大分大学大学院教育学研究科 教授 4
- 栗田 菜穂美 委員 ○
大分県商工会議所連合会 大分商工会議所 主任 5
- 佐久間 勝之 委員 ○
大分県保育連合会 理事 6
- 佐々木 愛子 委員 ○
佐々木社会保険労務士事務所 代表 7
- 佐藤 敬子 委員 ○
別府大学 客員教授
ナラティブコミュニケーション教育研究所 所長 8
- 佐藤 久住 委員 ○
大分県放課後児童クラブ連絡協議会 会長 9
- 首藤 文江 委員 ○
NPO法人しげまさ子ども食堂
-げんき広場- 事務局長 10
- 祖父江 美幸 委員 ○
(公社) 臼津地域シルバー人材センター
地域子育て支援拠点よこのへや 施設長 11
- 高橋 典子 委員 ○
一般社団法人 大分県助産師会 会長 12
- 立山 貴史 委員 ○
大分県私立幼稚園連合会 副会長 13
- 田中 正樹 委員 ○
大分県認定こども園連合会 事務局長 14

- 山縣 実結 委員 ○
大分県立芸術文化短期大学 学生 26
- 本室 朝美 委員 ○
ママと女性のコミュニティ「大分のママ集まれ」役員 24
- 目井 千絵 委員 ○
公募委員 (おおいた産前産後サポート ママコムド) 23
- 本田 楓 委員 ○
大分大学 学生 22
- 細井 薫 委員 ○
大分県社会福祉士会
豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー 21
- 二日市 聖子 委員 ○
大分県社会福祉協議会 事務局長 20
- 藤田 文 委員 ○
大分県立芸術文化短期大学
情報コミュニケーション学科 教授 19
- 姫野 美和子 委員 ○
大分県民生委員児童委員協議会
主任児童委員連絡会 副代表 18
- 西山 和孝 委員 ○
大分県公認心理師協会 理事 17
- 中内 仁美 委員 ○
公募委員 (さくらいろ保育園) 16
- 土谷 美和 委員 ○
ホームスタート「やしの実」 オーガナイザー 15



ご欠席

- 相澤 仁 委員
(大分大学 教授)
- 矢野 茂生 委員
(NPO法人おおいた子ども支援ネット 理事長)

< 傍聴席・報道席 >

< 関係部局職員 >

〇おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

平成二十五年七月四日

大分県条例第三十三号

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例をここに公布する。

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

(設置)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

(平二六条例四〇・一部改正)

(組織)

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則(平成二六年条例第四〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

- 2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。

■ 計画の策定にあたって

(1) 趣 旨：すべての子どもが健やかに生まれ、育成される
温かい社会づくりの実現のため、子ども・子育て
施策を着実に進める行動計画を策定するもの

(2) 位置づけ：

- ①「子ども基本法」に基づく県子ども計画
- ②「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県子ども・若者計画
- ③「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県子ども計画
- ④「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画
- ⑤「子ども・子育て支援法」に基づく県支援計画
- ⑥「成育基本法」に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく県母子保健計画
- ⑦「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく基本計画
- ⑧「県長期総合計画」の部門計画

(3) 計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

■ I 総論編

第1章 子ども・子育ての現状

第2章 前期計画（第4期）の進捗状況

第3章 計画の基本的な考え方

(1) めざす姿：すべての子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり

～子育て満足度日本一の実現～

(2) 基本姿勢：子どもの育ちの支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目な

い支援、様々な主体がつながる（家庭・地域・企業・学校・
行政機関等）、子ども等の意見反映

第4章 計画の評価体系（個別事業ごとの評価96指標、総合的な評価11指標）

第5章 推進にあたって（家庭や地域、学校、企業等の役割、県の役割）

■ II 各論編 ※右欄に記載

<パブリックコメントの実施状況>

- 1 実施期間：令和6年12月13日～令和7年1月20日
- 2 提出意見：71件
- 3 計画への反映：
 - ①計画に反映したもの 29件
(幼児教育の充実、障がい児への支援など)
 - ②計画の推進に際して留意 33件
(子どもの人権、食育の推進など)
 - ③計画に反映済 6件
 - ④計画、取組への反映が難 3件

<おおいた子ども・子育て応援県 民会議委員意見の反映状況>

- 1 意見数：100件
- 2 計画への反映：
 - ①計画に反映したもの 27件
(児童虐待に対する取組の強化、子育て支援のネットワークづくりなど)
 - ②計画の推進に際して留意 71件
(男女共同参画、子育て支援者の育成など)
 - ③計画に反映済 2件

(各論編)

第1章 子ども・若者の持
続的幸福(ウェルビー
イング)の実現に向けた社会全
体の意識づくり

- ①社会全体の意識づくり
- ②子どもの人権を尊重する意識づくり
- ③男女共同参画に関する意識づくり

第2章 こどもの健やかな
成長と母親の健康を支
える環境づくり

- ①子どもや母親の健康づくり
- ②思春期からの健康づくり
- ③子どもの病気への支援
- ④食育の推進

第3章 こどもの生き抜く
力を育む機会づくり

- ①こどもの生きる力をはぐむ学びの推進
(幼児教育の充実、確かな学力の育成、豊かな
心の育成、健やかな体の育成、信頼と対話に
基づく学校運営の実現)
- ②家庭や地域の教育力の向上

第4章 様々な困難を抱
える子どもと親への支
援

- ①児童虐待に対する取組の強化
- ②児童養護施設や里親など家庭に代わる養
育(代替養育)の充実
- ③貧困やヤングケアラーなど困難を抱えるこども
たちへの支援
- ④ひとり親家庭への支援
- ⑤いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第5章 多様性を尊重し受
け容れる社会づくり

- ①障がい児への支援
- ②在住外国人の親と子どもへの支援
- ③性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援

第6章 将来の見通しを持
つことができ、結婚、妊
娠・出産の希望が叶う環
境づくり

- ①結婚、妊娠・出産への支援
- ②若者の就労支援

第7章 地域ぐるみでこ
どもを育む環境づくり

- ①地域子育て支援サービスの充実
- ②幼児期の教育・保育の環境整備
- ③子育て支援者の育成
- ④子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- ⑤子育て支援のネットワークづくり

第8章 安心して子どもを
生み育てながら働ける環
境づくり

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男性の家事・育児の推進
- ③女性の就労支援

第9章 子どもまんなかま
ちづくりの推進

- ①子育てしやすい生活環境づくり
- ②安心して外出できる環境づくり
- ③子どもを交通事故から守る環境づくり
- ④子どもを犯罪から守る環境づくり

②令和7年度主要事業について

1. おおいた出会い応援事業
2. 地域子ども・子育て支援事業(産後ケア事業)
3. 保育環境向上支援事業 (保育人材確保)
4. 医療的ケア児等支援推進事業
5. ヤングケアラー等支援体制強化事業

1. おおいた出会い応援事業

1. 現状

R6の婚姻数3,608件、出生数5,957人、合計特殊出生率1.37はいずれも過去最小

<これまでの取組>

H30 出会いサポートセンター設置

- ・AIマッチングシステムの導入
- ・企業間婚活イベント開催

→ 成婚数210組を達成 R7.5.31



R7.5.18
知事公舎での
婚活イベント
(7組が交際)

2. 課題

大分県人口ビジョンの目標：2035年(R17)に100万人を維持
⇒ 県民が希望するこどもの数1.8人をもてる環境整備が急務

○H2～R2の30年間で25～34歳人口は△33.5%
(日田や佐伯など9市町村で女性は半減)

○25～34歳未婚率50.4%、独身理由トップは「出会いがない」
⇒ 県外からの呼び込みと安心して出会える場の創出が重要

取組方針

県内だけでなく県外からも人を呼び込み、若者が安心して出会う機会を拡大することで結婚への気運醸成を図る

3. 事業内容

○えんむす部 部長に「婚活界の瞬間接着剤」荒木直美さんを任命 (R7.2.5)

婚活コーディネーターとして20年を超える経験・知見をもとに婚活に携わる関係者の企画力養成講座などを実施



新 県外女性をターゲットとした大規模婚活イベント開催

『出会いトレインの運行』

県外の女性を県内に呼び込むとともに、県内男性に出会いの機会を提供し、結婚を契機とした県外人口流入を期待

<プロジェクトイメージ>

県外女子

福岡発着の貸切列車で大分へ移動

<結婚応援団企業等を通じ周知・募集>

おおいた男子

会場で県外女子をお出迎え

<えんむす部会員等へ周知・募集>



新 県内各地での婚活イベント開催

地場企業等と連携し地域の魅力を取り入れた婚活イベントを実施

<これまでの取組>

大分市内を中心に
年4回程度開催

<R7の方針>

知事公舎での
婚活イベント

6 振興局エリアで地域の魅力を知る企業等と連携しイベントを開催



新 官民連携型結婚応援キャンペーン

婚活支援のさらなる機運醸成やえんむす部の認知度向上を図るためのテレビCMなどを展開
(企業版ふるさと納税などの寄附金を活用)

【えんむす部が振興局や団体等と連携し企画】

→ 各地に婚活イベントを主催できる団体等を育成し出会いの場の拡大を図る

県民総ぐるみで「結婚を希望する若者が安心して出会い、結婚することができる社会」を共創する

2. 産後ケア事業（子ども・子育て支援事業）

事業の目的

○少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。

事業の概要

- ◆**対象者** 産後ケアを必要とする者
- ◆**内容** 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。
- ◆**実施担当者** 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
- ◆**実施方法・実施場所等**
 - (1) 「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
 - (2) 「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
 - (3) 「訪問型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
- ◆**ケアの内容**
 - ア 産婦の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
 - イ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）
 - ウ 育児の手技についての具体的な指導及び相談
 - エ 産婦の心理的ケア
 - オ 生活の相談、支援



【利用の流れ】



大分県の特徴

令和2年度～ 事業の広域調整を実施

○**全市町村**が大分県医師会及び大分県助産師会と集合契約を締結することにより、地域に実施施設がない住民も**県内全ての施設を利用ができる仕組みを構築**している。

○各市町村の事業が統一的に実施されるよう、**県が広域調整を実施している**。事業の質の向上及びケア内容の平準化、安全な実施体制の確保のため、市町村及び実施施設職員を対象とした会議・研修等を随時開催する他、大分県産後ケア事業安全管理マニュアルを策定している。

◆利用者負担額

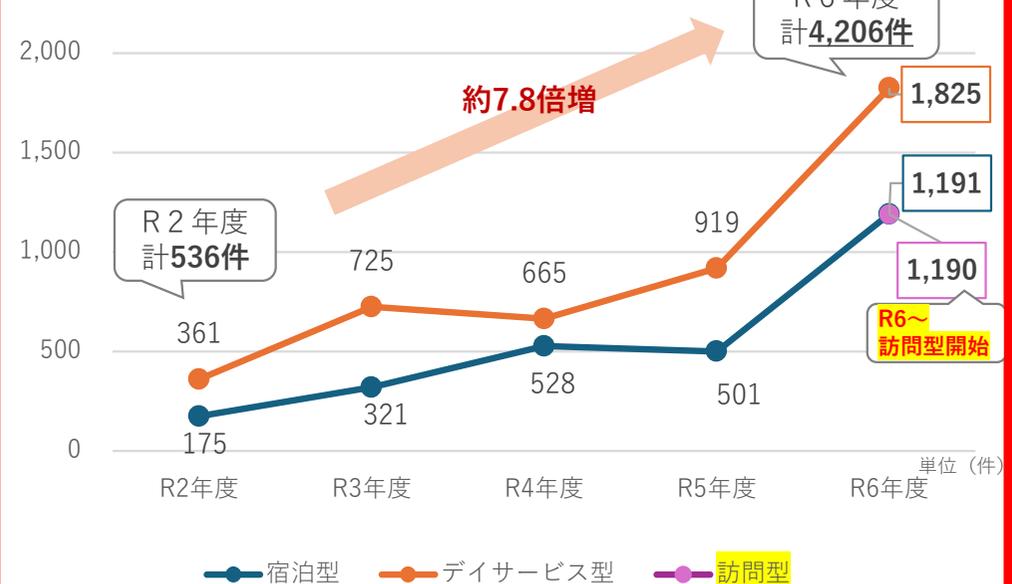
○負担額は市町村によって異なるため、表には主な価格帯を示している。

宿泊型	3,000～3,500円
デイサービス型	1,000～1,500円
訪問型	500～1,000円

◆県内の実施施設（業種別）(R7.4.1)

産婦人科	21施設
小児科	1施設
助産所	31施設
計	53施設

産後ケア事業 のべ利用件数の推移



3. 保育人材の確保（保育環境向上支援事業）

現状

- ☑保育士不足により、利用定員まで受け入れできなかった施設は 26施設(6.6%)、定員まで受入のためには保育士が71人必要[R6.4]
- ☑配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施による更なる保育士不足

これまでの取組

【保育士の資格取得・県内就職支援】

- ・保育士試験受験対策講座
- ・保育士・保育所支援センターによる就職支援
- ・保育のしごと就職フェア ⇒ (R7)参加類型の拡充(幼稚園)、参加法人数の拡充(25ブース⇒40ブース)
- ・保育の魅力伝える出前講座
- ・保育士修学資金貸付
- ・潜在保育士向け再就職準備金貸付

【保育現場の働き方改革】

- ・働き方改革実践研修
- ・ICT導入・改修補助(県単)



R6 保育のしごと就職フェアの様子



大分県公式保育士就業支援サイト「保育おおいた」



高校生向け出前講座の様子

課題 ①

- (県外保育士養成施設の学生の声)
- ☑大分県内の施設の情報が乏しく、養成校と大分県内施設の接点がありません。
- (県外保育士養成施設の教員の声)
- ☑地元の施設でも自主実習や園見学をしてほしいが、交通費がかかるので勧めづらい。

課題 ②

- ☑負担軽減のため保育士や保育補助者の増員を求めるも、求人に対し人材が集まらない施設あり ⇒保育士や保育補助者以外の職種における人材確保が不可欠
- ☑保育施設では障がい児の受け入れが進展
通常業務に加え、障がい児の見守りを実施 ⇒特に保育士が繁忙

県内外の新規人材を確保するとともに、保育士等へのサポート支援を拡充【教育・保育の質を向上】

新

保育実習等旅費支援事業の実施

県外の保育士養成施設に在学する学生を対象に、大分県内の保育所、幼稚園、児童養護施設等で自主実習や見学、面接を行う場合の交通費・宿泊費を助成

助成区分	助成対象経費	助成上限額
就職活動支援事業	県内保育所等で行った自主実習等の就職活動に要した経費	1 交通費の実費の上限額
		2 宿泊費の実費の上限額
面接支援事業	県内保育所等で就職の試験・面接を受ける際に要した経費	1 交通費の実費
		2 宿泊費の実費(1泊分)

「保育おおいた」への求職登録

自主実習、見学、面接

申請手続き
※電子申請可能

交付決定通知送付・振込

新

保育士・教員をサポートする人材確保

	保育補助者【H31~】	保育支援者【R6~】	教員業務支援員【R7~】
概要	子どもの着替えや食事の世話などを行い保育士をサポートする	消毒・清掃、食器等の準備・片付け、園外活動時の見守りなどを行い保育士をサポートする	活動準備、感染症対策などを行い教員をサポートする
対象施設	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業※公立は除く	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園※公立は除く	幼稚園、幼稚園型認定こども園※公立は除く
補助上限	(定員121人未満の施設) 3年未満※ 1,953千円 3年以上7年未満 2,441千円 7年以上 3,255千円 (定員121人以上の施設) 3年未満 3,906千円 3年以上7年未満 4,882千円 7年以上 6,510千円 ※経過年数	1か所当たり月額100千円	1か所当たり600千円
補助割合	国:3/4、県:1/8、市町村(大分市除く):1/8	国:1/2、県:1/4、市町村(大分市除く):1/4	国:1/2、県:1/2

※ICTシステム導入等の補助条件あり

4. 医療的ケア児等支援推進事業

現 状

☑ 医療的ケア児支援法施行 (R3.9)

医療的ケア児及び家族への支援等が地方公共団体の責務として規定

☑ 県内の医療的ケア児 **229人**

☑ 短期入所事業所数

大分市	5カ所	(20人)
臼杵市	3カ所	(7人)
別府市	1カ所	(4人)
日田市	1カ所	(1人)
中津市	1カ所	(2人)

課 題

- ① 窓口が多い、わからない、情報がない
- ② 預け先の不足
- ③ 総合的に支援できる専門人材の不足

保護者の
疲弊・孤立

① 医療的ケア児支援センターの運営

医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受付

【機能】

- 相談対応
- 連絡・調整
- 情報集約・発信

【体制】

- ・相談員2名
(看護師、相談支援専門員)
- ・県担当職員1名

事業所へ委託



事業所へ委託

- ・相談員2名
(看護師、相談支援専門員)
- ・県担当職員1名



【相談件数】

R4年度 55件 (7月開設) → R5年度 94件 (4~3月)

8件/月

【内容】

就園・就学、レスパイト等

【相談者】

支援関係者が8割

【情報発信】



- 専用HPでの社会資源、研修情報等の発信
- 家族へのメール配信

新

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)の養成を目的として、医療的ケアや福祉に関する知識、関係機関との連携や医療的ケア児等のためのサービス等利用計画作成の具体的手法を学ぶための研修を実施する。

【対象】各市町村の保健師、相談支援専門員、看護師等

【内容】医療、福祉、本人理解等の基礎知識、支援体制整備に関する講演及び計画作成や事例検討の演習

③ 医療機関や事業所への補助

医療的ケア児等の受入れに必要な設備整備等にかかる費用の一部を補助

【対象】 短期入所、児発、放デイ

【限度額】 1,000千円

【補助率】 1/2(500千円)

【積算】 500千円×3カ所



(シャワーストレッチャー)



(非常用発電装置)

④ 訪問看護のレスパイト利用に対し助成



訪問看護利用に係る経済的負担を軽減し利用を推進⇒レスパイト時間を確保

【対象者】 在宅で生活をしている

医療的ケア児と医療行為が必要な重症心身障害児(※)

【対象経費】 保険適用外の訪問看護利用費

【限度額・時間】 7,520円/時間、年144時間

【補助率】 10/10(国1/2、県・市町村1/4)

【積算】 @7,520円×144時間×85人×1/4
※その他事務費 22千円

(※) 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態の者で、大島分類の1~4(身体の状態が「座れる」又は「寝たきり」かつIQが35以下)に当たるものをいう。

⑤ 協議の場の設置

県自立支援協議会子ども部会において、諸課題の把握や対応策等を検討する。

【委員】

医療、福祉、保健、保育、教育、行政

【実施回数】 年2回

⑥ 市町村の取組支援

こども家庭庁「医療的ケア児等総合支援事業」を活用して市町村が実施する取組に対して、県が1/4を上乗せ。

(国1/2、県1/4、市1/4)

5. ヤングケアラー支援体制強化事業

1. これまでの取組

- R3 初の実態調査(ケアラー状態の人数は1,000人程度)
- R4 電話・SNS相談窓口設置、スクールソーシャルワーカーとの連携体制構築
- R5 県アドバイザーを配置。全市町村に相談窓口を設置
- R6 実態調査(無記名)でケアラー状態の人数は2,100人程度

○2,100人のうち半数は相談経験のない児童・生徒
「誰に相談したらよいか分からない」「家族のことは言いたくない」
⇒ 本人が声を上げることは非常にハードルが高く、家庭内のデリケートな問題であるため表面化しづらい状況が明らかに

2. 課題

- 県・市町村相談窓口への本人相談は219件中10件(R4~R6.9実績)
- 実態調査は無記名式のため対象児童生徒を特定できていない
⇒ 受動的な対象児童の把握ではなく、プッシュ型で把握する必要
- 市町村では人員不足等により支援体制の整備が進まず
- 大人の都合で家事等を押し付けられる経験から、ケアラー本人の自己肯定感の低下や対人関係の支障が生じるが、心のケアの機会がない

取組方針 ヤングケアラーに「気づき」、適切な支援に「つなぐ」ことができる体制を市町村と連携し構築するとともに、心のケアや周囲との関係の再構築のための「寄り添い」支援を実施する

3. 令和7年度の事業内容

気づく・見つける

つなぐ

寄り添う・見守る

県

○県アドバイザーによる市町村支援

- ・支援者への研修、啓発
学校関係者・市町村職員向け研修や県広報誌等を通じた県民向けの啓発を実施することで気づきを促す

- ・市町村の体制強化へのサポート
市町村が関係機関との連携強化やケース別支援検討会の開催など実効性のある体制構築を行う際の伴走支援を実施

市町村

○新 市町村が実施する記名式調査経費への支援

把握方法として最も効果的な記名式調査を県内全域で実施できるよう、市町村の負担を軽減するための上乗せ補助を実施
＜通常の負担＞国2/3、市町村1/3
＜県上乗せ後＞国2/3、県1/6、市町村1/6

○新 コーディネーターを配置する市町村への助成

調査等で判明したケアラーを適切な支援につなぐため、関係機関との連携・調整等を行うコーディネーターの配置経費を支援
＜通常の負担＞国2/3、市町村1/3
＜県上乗せ後＞国2/3、県1/6、市町村1/6

○新 児童家庭支援センターにおいて安心して相談できる居場所を提供

- ＜取組内容＞
- ・学校の長期休業時などに、こどもたちが集まって支援者と交流できる場を提供
 - ・悩みの共有や個別面談による自己肯定感の回復と、社会生活能力の習得による立ち直り支援を実施
 - ・こどもを自宅へ送迎する際などに家庭の状況を確認

【市町村】支援対象児童等見守り強化事業

支援を要する家庭について、戸別訪問による見守りを実施
※R6まで県が上乗せ補助を実施
R7以降は市町村が単独で継続(17市町)

資料3

各委員から事前にいただいたご意見等

テーマ:こどもまんなか社会の実現に向けて

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>木村 睦男 (大分県小学校長会)</p>	<p>小学校で教育していく上で一番大切なことは、子どもたちが義務教育段階で身につけるべき、学力の育成・健やかな心身、豊かな人間性等になります。現在、学校には、様々な課題があります。いじめ・不登校・特別支援教育の推進など多岐にわたります。それらの課題解決に向けて、学校だけではなく、教育行政、地域社会、保護者等との連携をしながら日々改善に向けて尽力しています。一方、校内に目を向けると、慢性的な教員不足・スタッフ不足を抱えており、人手不足の状況のまま、指導をしているのが現状です。子どもたちにとって「安全・安心」な学校づくりをしていくためにも、教員不足解消に向けて行政だけでなく、様々な方々との連携が必要ではないかと考えています。学校でできることはしっかり取り組んでいきたいと思えます。</p>
<p>清國 祐二 (大分大学)</p>	<p>本プランには、大分県で策定されている諸計画の数値目標(達成指標)が記されていて、それはそれで担当部局が所掌する事業・取組を進めることで成果を上げようとしていることは十分わかる。一方で、これらの総体が人口減少(少子化・過疎化)の歯止めにつながるかという、ストレートにつながらない側面もある。</p> <p>例えば、指標の20番台がそれにあたる。全国学テの平均点が全国一位になったとして、大分県の持続可能性は高まるのだろうか。読書や体力向上も同様である。学校・教員がそれに取り組むのは仕事だから当たり前だが、県民全体が同じ感覚でいてよいのだろうか。「村を育てる学力」とは戦後の教育を担った東井義雄(現豊岡市の教員)が言った言葉だ。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」とは現行の学習指導要領の眼目の一つだ。OECDの教育2030には「未知なる未来社会に向けて、知識を使いこなす力、社会の形成者を育成」する視点が示されている。これらは根っこでつながっていることは間違いない。国の持続可能性を確保するには「村を育てる学力は」必須であり、未来に責任を果たす子どもの存在は重要だ。</p> <p>致し方のないことかも知れないが、一般論と、親の意識、教員の意識にはずれがある。一般論＝総論では地域の持続可能性を語る。その人が「親の立場」に身を置くと、真逆の言動に走るのはよくあることだ。「村は捨てるべき存在」なのだ。それが自覚できていないことがあまりにも多い。それが「どうしようもない」ことであるならば、この「こどもまんなか社会の実現に向けて」は絵に描いた餅でしかない。このことに真剣に向き合わない限りにおいて、お題目を唱えることは実に虚しい。</p> <p>産業もそうである。国東市出身の私が介護のためにほぼ毎週、実家に帰るときに思うことは、「なんと耕作放棄地の多いことか」である。ということを感じるたびに「お前の相続する土地はどうなんだ？」とブーメランが返ってくる。定年を迎えて(高齢者になって)それらを引き継げるかと自問自答する。引き受けられないのであれば、何をどうすればよいのか。こういうことを「自分事」としてとらえている人は県民の何%いるのか。自分自身に対しても、悶々とする毎日である。今すぐ仕事を辞めて、持続可能な(食料自給率を高める)地域づくりに関わるべきではないか。</p> <p>考えれば考えるほど深刻な問題である。委員を引き受けたはいいが、自分に責任を果たす力があるのか。引き受けるべきではなかったのではないか、重く感じている。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>栗田 菜穂美 (大分県商工会議所連合会)</p>	<p>私には現在1歳の子どもがおり、今年の4月から時短勤務で職場復帰いたしました。ただ、私の勤務する会社では時短勤務は1年間と定められており、来年フルタイムに戻った際、果たして子育てと仕事を両立できるのか、子どもとの時間をしっかり確保できるのか、今から不安を感じています。特に中小企業では人員体制に余裕がなく、従業員全員に柔軟な働き方を認めるには制度面・体制面ともに課題があるのが現状です。子育てをしながら働く従業員が無理なく長く働き続けられる仕組みの整備が、企業にとっても大切だと感じています。多くの企業で、希望する従業員がもっと柔軟に時短勤務を継続できたり、安心して定時で退社できるような職場環境が整うことを強く願っています。こうした制度の見直しや支援が進むことで、安心して子どもを育てながら働ける人が一人でも増えることを願っています。</p>
<p>佐久間 勝之 (大分県保育連合会)</p>	<p>本格的な少子化が進むなか、大分県でも出生数が6000人を下回り、子育て環境の充実がより一層求められています。自園では、子ども一人ひとりの主体性や非認知能力を育む保育を大切に、職員がいきいきと働ける環境づくりや、保護者との信頼関係づくり、地域とのつながりにも力を入れています。</p> <p>保護者へのアンケート結果から、子どもの睡眠不足やメディア視聴時間の長さが気になり、家庭での生活習慣の見直しが大切だと強く感じています。</p> <p>そこで県には、①信頼できる子育て情報のわかりやすい発信、②保護者向けの学びの場づくり、③園と家庭の連携支援(講演会やリーフレット作成等への助成)、④家庭の孤立を防ぐネットワークづくり(子育てアンバサダー制度や交流の場の整備)を提案します。今後も県と協力し、子どもと保護者が笑顔で過ごせる地域づくりに努めていきたいです。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>佐藤 敬子 (別府大学客員教授)</p>	<p>国においては「こども家庭庁」が設置されたものの既存の省庁との連携が必ずしもうまくいっているとは言えないようで、実際には大きな成果を上げるまで時間がかかっているように思えます。</p> <p>自身は、幼児教育、学校教育、大学教育、社会教育、女性教育、青少年教育に関わり、国、県、自治体、企業などでそれぞれの立場を観てきました。</p> <p>しかしながら、それぞれの立場や活動の中身をお互いが理解する機会がなかなか無いに感じます。</p> <p>県においても幼児教育・学校教育・青少年教育・社会教育がお互いが「見える場所」にあることが重要と思われまます。そのためには、組織が「図」ではないこと、形骸化せず、書類ではなく顔を見ながらの交流は大切だと考えています。あくまでも感想です。お役に立てることがあれば幸いです。</p>
<p>佐藤 久住 (放課後児童クラブ連絡協議会)</p>	<p>放課後児童クラブは、その必要性について近年広く認知され、県下の多くの地域で児童数の減少が見られる環境にもかかわらず在籍数は増加し、地域社会にとってなくてはならない「事業」となっている。その一方で、クラブを取り巻く環境は厳しく、施設設備の充実、職員の処遇等課題も大きく、放課後児童支援の人員不足に悩まされていることは、各地域の中で大きな課題となっている。</p> <p>そのため、大分県放課後児童クラブ連絡協議会では、全国または九州各地と連携し、全国的な動きを共有しながら、放課後児童支援員への学習会の設定や地方自治体との懇談、保護者に向けての啓発活動等、年間を通して取り組みを続けている。数年にわたっての活動が評価され、現場の職員や自治体からの信頼も少しずつ得ているところではあるが、地域による情報の格差や保護者の理解不足、行政機関との継続的な連携等、県内に全域にわたっての取り組みの広がりについては、課題が残るところである。</p> <p>現在、県みらい課とは各種連携を模索しているところであるが、それをさらに一步すすめるためにも、県からの市町村への発信を共有しながら、地域への働きかけを広げていけるとありがたいと考えている。国からの各種施策についても、市町村により受け入れ状況は異なる。予算人員の課題は大きいとは考えるが、統一した内容を検討しあうような場が設定することも重要ではないかと、現場の状況を見て考える。</p> <p>放課後児童クラブがさらに高めるためには、支援員だけでなく、保護者・行政関係者・各種機関等の連携が、必要不可欠である。今後、協議会としてもその広がりを求めて活動を続けていく所存ではあるが、県としての動きについてもおおいに期待したいところである。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>首藤 文江 (しげまさ子ども食堂)</p>	<p>【1. 大分出会い応援事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身理由トップの「出会いがない」の深堀が必要ではないか。 <p>①めっちゃ前のめり ②やや危機感がある ③まだ、大丈夫 ←②③の人を①の意識にすることができると良いのでは。</p> <p>②「おおいた男子」「おおいた女子」への徹底したアプローチ(くすっと笑えるような)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県在住の若者をキャラクターやブランドにするような広報デザインなど、楽しくすることが有効な気がする。「ちょっと参加してみるか」のスタンスに持っていけるのがカギでは。 <p>【2. 産後ケア事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産後ケア」という言葉とサービス内容が、一致して対象者に伝わっていないのではないか。 ・情報を受け取るママの産後のホルモンバランスによっては、ぼーっとして記憶力が低下することもあるとのこと。いろいろな形で日常的な情報発信が必要かつ有効ではないか。 ・ひとり親家庭への配慮からか説明文書に「パートナーと一緒に」などの文言が記載されていない。本来なら「子どもが生まれた家庭への産後ケア」だと考えられるが、母子のケアすることだけをピックアップしているのだろうか。「パパの産後うつ」にこの事業は対応できるか。 ・大分県としては出産後1年以内の方が対象としているが、実際は、県内でも各自治体で3つのサービス(宿泊型・デイサービス型・訪問型)の対象期間がまちまちであるため県内でもサービスの格差が生じている。 ・サービスの名称を使いやすいネーミングに変更する。 <p>【3. 保育人材の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士不足については、団体の取り組みでも感じている。地域の子育てを終えた50代以上の住民でも参加できる研修が近くで開催されれば、活動に参加してもらえるのではと期待する。 ・保育者の研修の情報を市民レベルで受け取ることは難しいが、子どもへの虐待等への配慮からも広く告知することが困難なのかもしれない。 ・団体として、常に情報収集を行っていきたい。 <p>【5. ヤングケアラー支援体制強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一言でヤングケアラーといっても年齢や家庭の状況が様々なので支援は、個別で各関係団体の連携体制などが必須だと感じる。 ・しかし、県や自治体を実施することと「居場所」や「専門家」が行うことは明確にしてほしい。この文書にもある「気づく・見つける」→「つなぐ」→「寄り添う・見守る」とあるが、ともすれば、「見守るの塩漬け」(※LFA代表李さんコメント)になってないかきちんとした評価の仕組みの構築をお願いしたい。

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>祖父江 美幸 (地域子育て支援拠点 よいこのへや)</p>	<p>拠点の立場としては、こどもに関わる大人の精神的安定と子育て満足度を上げることを根底に、様々な支援を並行且つスピーディーに進めていく必要があると考える。中身を伴った支援効率を上げるための「重層的支援体制整備事業」について情報収集、試行錯誤中。</p> <p>【現在の取組みと今後の展開】</p> <p>◆子ども用品の無料譲渡会を乳幼児家庭教育学級(社会教育課主導)と共催で実施。 6月開催実績は過去最高の来場者数となった。他主体とのつながりによる影響力の大きさを感じている。今後も共催継続予定。(年2回) 事業を広く周知すること、センター開所時に来ることが難しい方へのアウトリーチ目的で、当日、ファミサポの登録ブースを設置。</p> <p>◆地域包括支援センターとの連携 地域資源同士が互いを知りつながることで、ダブルケアラーへの支援の迅速化を図る。</p> <p>◆ファミサポ事業の周知・定着・拡大 公の施設(中央公民館託児室)が本事業につき22時まで無料で利用可能に。 託児は依頼会員及び提供会員宅が基本という利用の敷居を下げた大きな一歩であると考えている。 また最近、相談支援事業所からの問い合わせが増えており、今後は、どの福祉サービスでも対応が難しいケースの一助になるのではないかと感じる。 “誰かのために何かができる”時間的・体力的・金銭的余裕がある人材の発掘・育成・仕組み作りと、より利用しやすいサービスへのアップデート、“援助を求める人”と、“援助できる人”が顔の見える関係性と信頼関係を築くための機会の創出を引き続き実施していきたい。</p> <p>◆妊娠期からの家族支援 行政・地域の子育て支援には限界がある。家庭力の底上げが置いてけぼりにならないような働きかけが重要。最初が肝心！妊娠期から“チーム育児”を勧めていく。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>高橋 典子 (大分県助産師会)</p>	<p>「助産師の活用を」 R6年の出生率、出生数、児童虐待数等々の統計がでましたが、以前改善傾向になく、加速するばかりです。未婚化、晩婚化、少産化、少子化、若年の貧困等出生数が増える要素がみえてきません。部分的なチョイスをして、改善しても到底解決する問題ではないと、常々思っております。助産師は、女性の一生に身体、精神面に特に寄り添う専門集団です。出産後の産後ケアは、宿泊、デイ、アウトリーチ型が整い、自己負担額も減り産後のママの利用は急激に増えております。産後の安心感は非常に大事です。一般の人からみると「そんなこと」という悩みが解決するだけでも前を向ける機会になります。また今の自分を受容されているという実感も大切です。すべてが解決する訳ではありませんが、子育てする中で安心感が一番だと思います。母の安心感があると子育てはスムーズです。産後の一番苦しい時は、産後4か月くらいまでのようです。その時期にどうかかわっていくかによってその延長線での子育てがスムーズになっていくと思います。幼児期から命の尊さをしっかり伝え、学童期、思春期、成熟期、更年期、老年期各期における身体の仕組みを理解して、自分自身の健康管理ができることを伝えられるのも助産師だと思っています。多くの方と協働して伝えていけたらと思います。</p>
<p>立山 貴史 (大分県私立幼稚園連合会)</p>	<p>公園近隣住民の苦情により子どもが遊べない公園が増えている。 保育士不足のご時世なのに大分市内の認可保育園で働く保育士(育児短時間勤務職員)の人件費補助がカットされた。 高校にも給食制度を導入してほしいという声を時々聞きます。 国が定める待機児童は解消しているのかもしれないが、大分市内には入所待ち児童が多く存在している。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>中内 仁美 (公募委員)</p>	<p>《自分自身の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章子どもの生き抜く力を育む機会づくり 大分市キャンプ協会の取り組みの中に火起こし体験、アウトドアクッキング、テント設営、高崎山のハイキングなど様々な取り組みがありますが、自分で頑張る場面、友達や家族と協力する場面があり、達成感を味わうことができます。協力するということは自分の気持ちを相手に伝えるという経験につながります。 ・5章多様性を尊重し受け入れる社会づくり 児童発達支援、放課後デイサービスに勤務し、個々の発達、特性に寄り添い支援していきたいです。新しい活動を提案したり、子どもたちが楽しむことのできる場所を探したりと工夫しています。 ・第7章地域ぐるみで子どもを育む環境づくり 個人で活動しているベビーマッサージ教室でランチ会などを開催することでママたちの繋がりが増え、支えあって子育てすることができるように取り組んでいます。また、大分市キャンプ協会の取り組みの中に赤ちゃん連れや妊婦さんでも参加できるキーリング作りを取り入れています。 <p>《提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県の取り組みとして子育て中のママが気軽に参加できる会を定期的で開催して欲しいです。 ・長期休み等、放課後デイサービスを利用している子どもたちが利用できる施設を増やしてほしいです。 ・女性の就労支援について、母子家庭の家庭でも働きやすい理解のある職場が増えると良いと思います。 ・女性が自分の特技を活かして生き生きと働くことのできる職場が増えてほしいです。
<p>西山 和孝 (大分県公認心理師協会)</p>	<p>大分県公認心理師協会は2019年に一般社団法人として設立され7年目を迎えます。この間県民への心理的支援として多様なアプローチを行ってきました。7分野で事業に取り組み、どの分野も子育て応援に関係しますが、特に、保健・医療分野、教育分野、福祉分野で大分県の子育て支援に寄与してきました。今年度は8月に『生き抜く子どもを育むために「チーム学校」として出来ること／「学校における自殺予防教育」から考える』というテーマで、教育分野の研修会を実施します。教職員や自殺予防に関与する行政職、スクールカウンセラー等が参加対象となりますが、協会の地域貢献として協会員以外も参加できるオープン形式で実施します。今後、県民に対する心理的支援サービス(カウンセリング等)の範囲を広げることも検討しています。協会としても「こどもまんなか社会の実現に向けて」尽力していく所存ですので、各事業のご活用を是非よろしくお願ひします。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>姫野 美和子 (大分県民生委員児童委員協議会)</p>	<p>地域ぐるみで、子どもを育む環境づくりが重要で、地域で安心して過ごせる居場所づくりが必要である。自分自身の活動では、乳幼児家庭に対する子育て支援に取り組んできたが、中高生から「友達とただ話すだけの場所がほしい」「家で勉強する場所が無い。どこか勉強できる場所はないですか？」等の声を聞いたことで、小学生、中学生、高校生が、放課後や休日にどう過ごしているのか、居場所はあるのか、意識して見ていく必要があると思っている。また、少子化問題であるが、これは子どもを産み育てる世代の問題であり、若い人たちが安心して働き、生活できる環境づくりが不可欠である。若い人たちが、「大分県に住もう」「Uターンしても良い」「ここで子育てをしよう」と決断するには、仕事にも遊びにも魅力あるまちづくり、若い人たちの意見が反映できる活気あふれるまちづくりの環境整備が必要だと考える。</p>
<p>藤田 文 (大分県立芸術文化短期大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、未就園児をなくすように、すべての希望する母親がお子さんを保育園に入れて、安心して子育てと仕事を両立できる取り組みをしていただきたいです。 ・きょうだい児は、確実に同じ保育園に入れるような仕組みづくりをお願いしたいです。 ・保育士さん等幼児保育教育に関わる先生方の待遇の改善をお願いしたいです。 ・子ども誰でも通園制度の利用状況等の現状をお知らせいただきたいです。 ・引き続き、不妊治療への補助の継続をお願いしたいです。 ・虐待対応について、大分市の児童虐待防止対策基本計画ができましたが、大分県全体として、虐待対応の連携について、充実した取り組みをお願いしたいです。

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>二日市 聖子 (大分県社会福祉協議会)</p>	<p>1 「こどもまんなかプラン」第4期計画の進捗状況(17頁) 地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の周知不足について「SNS等による広報を強化する」となっていますが、成果に結びつけるために、以下の対策はいかがでしょうか。 ■市町村において、婚姻届受付または母子手帳交付、出生届受付、小学校入学のいずれかのタイミングで、大分県版子育て支援サービスの概要版(二次元コード付き、A4両面程度コート紙等で冷蔵庫に貼れるもの)を配布する。 ■各サービスを紹介する短い動画を制作し、上記概要版や県市町村HP等で周知する。</p> <p>2 生きる力を育む機会づくり+困難を抱えるこどもへの支援事業 大分県社会福祉協議会では昨年8月から、こどもの貧困をテーマに”どのような環境に生まれ育っても、全てのこどもが、食事・学びの機会・生活必需品・承認などを当たり前で得られ、自分の可能性を諦めることがない社会の実現”をインパクトゴールに定め、幅広く現状や課題、対応策を検討しています。</p> <p>今回は、県や市町村の事業案を一つ紹介させていただきます。</p> <p>■こどもの豊かな心を育む体験活動支援事業 特にひとり親家庭や相対的貧困家庭では、親に精神的や金銭的な余裕がなく、こどもに家族旅行や芸術・スポーツ鑑賞等の社会的体験をさせることが難しい状況です。また、少子化で一人っ子家庭も多く、年齢の異なるこども同士で非認知能力を向上させる機会も少ないと考えられます。</p> <p>そこで、こども食堂や放課後児童クラブ等の各地域の様々な団体を直接の実施主体として、こどもの体験活動費用を助成するのはいかがでしょうか。県社協等に全体を委託し、希望する実施主体に対して、こどもの人数や内容に応じて必要経費の一部を支援するというスキームです。なお、貧困家庭のこどものみを対象とするのではありませんが、こども食堂運営者等が日々の活動の中から参加させたいこどもを選ぶことは可能だと考えています。将来的には、企業等の支援により実施することも考えられます。どうぞご検討ください。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>細井 薫 (豊後大野市教育委員会)</p>	<p>○SSWとして、いじめの加害児童生徒や非行や犯罪を犯した児童生徒にかかわる中で、児童相談所や警察の方からの見立てで、加害児童生徒の人権感覚の弱さや共感力の乏しさを指摘されることが増えている。特にSNSに起因するトラブル等については、特にその側面が強いと感じる。自身のことや相手のことを大切に思う気持ちを幼少期からどのようにはぐくんでいくのか。こどもが自身を大切にしていくことは勿論、その家族や社会が倫理観などしっかり持つておくことが必要だと感じている。学校の中でも、事案が起きたときに指導するだけではなく、日々の中でこどもたちに伝えられることがないか管理職や教職員と相談することが増えている。多様化、複雑化する課題対応できるよう学校、SC、SSWでしっかり連携をしながらこどもや取り巻く環境にアプローチしていきたいと感じている。</p> <p>○次期計画に向けて、こどもの意見を聞く場が必要ではないかと感じる。</p>
<p>本田 楓 (大分大学)</p>	<p>現在、私は大学のサークルで「子どもアドボケイト活動」を行っています。授業との関係でまだ一度しかできていませんが、活動を通じて感じたことは、子どもの意見がしばしば軽視されがちだという点です。実際、職員の方が子どもの話を聞く前に、自分の意見を先に述べる場面を目にしました。大学で「子どもの声を最優先に聞くべきだ」と学んできた私にとって、この現状は衝撃的でした。もちろん、施設の職員には多忙で大変な状況があることは理解していますが、それを理由に子どもの声を無視したり抑圧したりすることは、真の「こどもまんなか社会」の実現を妨げる障壁になるのではないかと考えます。「良い支援は良い職場から始まる」まだ福祉を学び始めたばかりで、現場経験も少ない私が言うと理想論のように聞こえるかもしれませんが、こどもまんなか社会の実現のため、職場環境を整備し、支援者が仕事に集中できる環境を提供することが不可欠だと考えます。</p>
<p>目井 千絵 (公募委員)</p>	<p>私は現在「ママの孤独をなくしたい」という思いで、産前産後家庭の家事育児支援や相談支援に取り組んでいます。活動の中で、母親が安心して周りに頼り生活できる環境こそが、子どもの健やかな育ちにつながると感じています。大分県にはさまざまな支援制度がありますが、現場ではなお支援が届きにくい家庭や、地域によって支援に差があり、選択肢が限られていたりするのが現状です。それらを踏まえて、私は大分県へ「家事育児支援の普及や補助拡充」「多様なニーズに応える一時預かり支援の充実」、支援情報をもっと知り・使いやすく、そして気軽に相談できる「支援につながる仕組みづくり」を提案します。妊娠出産子育てのあらゆる段階で継続的な支援を受けられ、だれもが必要なときに「頼れる」関係を築けるよう、大分県に住むすべてのママに寄り添う環境づくりを目指していきたいです。今後の議論の中で、現場の声が少しでもお役に立てれば幸いです。</p>

委員名(敬称略)	ご意見等
<p>本室 朝美 (大分のママ集まれ)</p>	<p>孤立しやすい多胎児や不登校児の家庭を、オンラインと対面の両面で支援。出産直後から安心してつながれる小さなコミュニティづくりにも取り組んでいます。SNSやLINEを通じて声を可視化し、婦人会との協働で世代間の学び合いも実践。多胎家庭の声をまとめた冊子を制作し、医療・行政・企業へ届ける仕組みも模索中です。当事者であり運営者でもある立場から、現場の声を整理し行政等とつなぐ中間支援にも注力しています。</p> <p>【提案】①家庭・福祉支援の連携強化、②地域団体への継続的支援、③母親の感情労働の評価、④生活者リサーチ等の導入、⑤中間支援の制度的支援整備と、当事者が安心して声を届けられる仕組みづくりをご検討ください。</p>
<p>山縣 実結 (大分県立芸術文化短期大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が安心して働けるように、柔軟な働き方、時短勤務など県が主導して企業に促してほしい。 ・子供たちが遊べるような公園や施設を増やしてほしい。今は地球温暖化が進み、夏は外で遊ぶと熱中症になる可能性があるがあるので公園よりは施設のように暑さを避けられる場所がいいと思う。 ・第6章の将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくりを実現するために、自治体などによる婚活イベントやマッチングサービス、相談窓口を設けたり、子育てに慣れていない家庭が頼れるような制度をつくるなど、結婚、妊娠・出産の支援を行ってほしい。 ・自分の子育ての段階や子供の年齢などに合わせて今どんな支援が受けられるのかがわかるようなアプリやサイトなどがあればいい。 ・子供が本当に必要としていることは大人だけではわからないことも多いと思うので、意見を発表したりする場を作ることによって子供が社会の一員となることもできていいと思う。 ・家に居場所がない子や孤独を感じる子に対して学校外でも安心できる場が必要。 ・自分自身が中学や高校時代に無料で勉強できる場所があればいいのにと感じたので勉強スペースを作ってほしい。